

11月号CONTENTS

問われる飲食店のリスク管理

リスクファイナンスを活用した企業防衛 第56回 会社の保険その19

企業を取巻くリスクとその対策 使用者賠償責任

時流を読む 「外国人雇用体制整備急ぐ」「経営の視点、気がつけばEU基準」

道路交通法改正

問われる飲食店のリスク管理

「病むことも知らず米寿を迎えた実家の母が、トラックの犠牲になって忽然とこの世から姿を消してしまったのは、三年前の七月でした。(中略) 運転者が携帯電話さえていなかったら...母の余生は仲間とのふれあいを唯一の楽しみに過ごしておりました。その日も自宅の庭で丹精込めて育てた花をシルバーカーに乗せ、訪問先の友人宅を目前にしての事故でした。...誰にも看取られることなく...変わり果てた母との対面は、1本の蠟燭の灯が揺らく霊安室でした。」(財団法人全日本交通安全協会編「交通の教則」より).....

「酒を飲んでいたが、これぐらいの酒の量なら、ちゃんと運転できると思っていた」

これは、2006年8月27日、福岡の幼児三人死亡事故を起こし、業務上過失致死傷容疑で逮捕された福岡市職員の供述です。

この事故がきっかけになり、道路交通法が改正されました。

本年9月19日施行された内容は、「酒酔い」「酒気帯び」「救護義務違反(ひき逃げ)」への罰則強化と「飲酒運転者の周辺者」に対する罰則が新たに加わりました。

今回の法改正は、ビール等アルコール類を提供する飲食店にとっても、相当なリスク管理体制が必要になります。

大手ファミリーレストランを経営する会社は、アルコール類を注文するお客様に、車での来店でないことを必ず確認するように教育しています。

それでも飲食店で防ぎようのないケースもでていきます。「自動車代行を使うから大丈夫!」と言いながらも結局マイカーで帰宅する悪質ドライバーがたくさんいるからです。「悪質ドライバーにお酒を提供した店」とレッテルを貼られる風評被害を受け、廃業に追い込まれたお店もあります。

ドライバーのモラルまで飲食店が管理しなければならないのか。飲食店にとっても大変難しい問題といえますが、飲食店の取り組みを無駄にしないためにも各自が節度をもって車に乗らなければなりません。先の、「酒を飲んでいたが、これぐらいの酒の量なら、ちゃんと運転できると思っていた」という行為を、社会から追放する試みの成否が問われています。

「救護義務違反(ひき逃げ)」に対する罰則強化は、「危険運転致死傷罪」(死亡させた場合は懲役1年以上20年以下)に対して、「業務上過失致死傷罪」(懲役・禁固5年以下)の大きなギャップを埋める試みがあります。ただ、今回の法改正でもそのギャップは埋め切れていないという指摘もありますが、悪質ドライバーによる事故の軽減に一步前進したことに違いないでしょう。

飲食店だけでなく、車社会にすべての人が関わる時代、今回の法改正を、私達は重く受けとめなければなりません。

〔道路交通法(9月19日施行)〕

主な法改正の内容ポイントは以下のアドレスを、ご参照ください。(財団法人全日本交通安全協会)

http://www.jtsa.or.jp/new/popup_kaitei01

リスクファイナンス を活用した企業防衛

～リスクファイナンス第56回～

リスクファイナンスとは、リスクにおける経済的損失に対する各種対策を総称する用語です。

日本アルマックでは、この領域を、独自に「財務リスクマネジメント」と体系化させてコンサルテーションしています。

財務リスクマネジメントの視点に立った資金対策事例をご紹介します。

会社の保険

その19 取引信用保険(3)

会社は、決算書上黒字であっても、資金繰りに詰まると倒産してしまいます。資金繰りがつかずに倒産するというパターンが圧倒的に多いことは知られています。

取引信用保険をご紹介します前に、会社が倒産してしまうメカニズムを考えます。

下記事例は、単純モデルで、資金繰りがつかなくなる典型的パターンです。

A社事例

現金	900万円
仕入代金	500万円
売上代金(売掛金)	1,000万円
固定費(人件費等) 月末精算	200万円

支払い条件

仕入れ 月末締め翌月末払い

売掛金 月末締め翌々々月末払い

A社は、8月1日に商品を仕入れました。表から、この会社が仕入れ代金を現金で支払うのは、9月末日であることが分かります。A社は、仕入れた商品を8月10日に販売することができました。表からA社は、11月末日にお客様から現金を受け取れるという、単純モデルです。

表1 [現金の推移]

	現金残高	内 容
8月1日現在	900万円	-
8月末日	700万円	900万円 - 月額固定費200万円
9月末日	0万円	700万円 - 固定費200万円 - 仕入代金500万円
10月末日	200万円	0万円 - 固定費200万円

このことから、下の「表1」で見られるように、現在この会社は900万円の現金があるのですが、8月末日で700万円、9月末日0万円、10月末日時点では200万円と現金が不足してしまうことが分かります。

もちろん実質的に、このことをもって会社は倒産しません。翌月1,000万円の入金が見込まれているのですから、不足する資金は金融機関等で調達し、資金不足の解消を行う対策をとることでしょう。

この単純モデルは、資金管理上2つの重要な課題を提示してくれています。

一つ目は、予定している代金の入金滞ると、次の仕入れに影響を及ぼすことが分かります。

仕入れができなくなれば、商品を販売できなくなりますので、倒産は時間の問題です。

二つ目は、予定通り入金がされても、1回の運転資金に200万円の資金ショートが発生しています。販売価格に対して50%の利益率がある商品にも関わらず、売掛金のサイクルが長いと、代金を回収するまでの期間、人件費など毎月の固定費に現金を失っていき、現金で代金を回収しても現金は不足しているという悪いパターンです。資金ショートを繰り返し、自転車操業のうちに、資金調達も覚束なくなり、倒産していく風景が窺えるでしょう。

次回は、もう少し資金繰りを見ていきたいと思えます。(つづく)

深夜残業の続いた社員がくも膜下出血で死亡

過労死と労災認定され1億円の賠償

使用者賠償責任

平成 年兵庫県の機械メーカーの製造工場において、事故が発生した。事故の発生は深夜の1時であり、納期に間に合わせるために深夜まで残業していた作業員がくも膜下出血で死亡した。当工場では、前月初めより大型機械の発注が入り、納期に間に合わせるために毎日深夜まで作業を行っていた。遺族は過労死であると提訴し、企業は賠償責任を追及され、監督署の労災認定が下りたことにより、約1億円の賠償をせざるを得なかった。

労災事故が発生し、使用者に安全配慮義務違反や業務上の過失があった場合には、民事上の賠償責任が発生します。過労死と認定され、監督署から是正勧告を受けることになれば、その賠償義務を免れるのは困難です。直近の事例では、パワハラが原因で鬱病を発祥し自殺したという遺族の訴えが認められ、労災認定されるという判例(10月15日)も出ており、いわゆる“事故”以外の部分でも、雇用に伴う企業の管理責任はますます大きくなる傾向にあると言えるでしょう。(他にセクハラや不当解雇など…)

発生の頻度と損害の大きさ(強度)について

発生頻度については、安全衛生を基本とする法令遵守と個別労働者の健康管理状況、職場のモラルによって大きく異なります。

発生強度については、被害者の年齢・収入によって大きく変動しますが、複数の犠牲者が出た場合には莫大な賠償に発展する可能性もあります。パワハラ・セクハラなどについては、損害賠償額自体がそれほど大きくない場合でも、企業ブランド・企業イメージへのダメージにもつながる恐れがあります。

【リスク対策】

リスクコントロール対策(技術的対策)

1. 労働安全衛生法の遵守(健康診断・過重労働者の健康管理)

2. ヒューマンエラー防止(作業マニュアル、教育・訓練、安全装置・保護具)

3. 設備・環境改善(安全管理計画作成、緊急対応マニュアル、管理者選定、定期点検)

4. 労働時間を過労死・過労自殺の労災認定の基準内に収める(発症前1ヶ月は100時間、発症前2~6ヶ月は月平均80時間を超えないようにする。)

リスクファインディング対策(財務的対策)

1. 使用者賠償責任保険への加入

一人当たり、1事故当たりの限度額を設定して保険加入する。企業が安全は医療義務違反として遺族から民事上の賠償責任を負った場合に適用される。一般的な労災総合保険、福利厚生のな生命保険では対応不可です。注意が必要です。

2. 雇用関係賠償責任保険への加入

セクハラ・パワハラといった職場内のトラブルに起因する企業の賠償責任をカバーする保険です。(他にも従業員の不正行為による損害や、不当解雇・雇用差別といったトラブルにも対応。

参考

労災事故の発生は、労働力の喪失のみならず、民事上の賠償責任、安全衛生法違反、業務上過失致死傷等の刑事責任等、多くの負の財産をもたらします。

尚、2006年度の重大労災は318件で過去最悪、過労死についても2005年度は157件、後遺障害を含めると330件で過去最高水準となり、監督署の労働基準法・安全衛生法に関わる締め付けは厳しくなっているといえます。ちなみに自殺による死者は自動車による事故死を上回りますが、35歳~50歳までの死因のトップは自殺であり、その70%は業務に起因した鬱病によるものです。

株式会社日本アルマック 常務取締役
シニアリスクコンサルタント 社会保険労務士
松本 一成

11月14日(水) 18:30~開催の全国リスクマネジメント研究会は、パワハラがテーマです。

パワハラという言葉の生みの親、岡野康子講師の特別講義をお聞き逃しなく! 詳細お問合せは、http://www.almac.co.jp/page_html/rm_study/index.html か、末尾記載の連絡先へ。

時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自ずと時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょう。

外国人雇用体制整備急ぐ

人口が減少する中、女性や高齢者の就業参加を促すと同時に、増加する外国人労働者の雇用状況を正確に把握することを目的に、10月1日施行された「改正雇用対策法」を受けて、外国人を多く雇う外食や小売大手の取り組みを、記事は伝えています。不法滞在外国人は平成15年調査で25万人にのぼり、その半数は東京にいます。今回の法改正は直接的にはここを直撃すると思われます。外国人の雇用や離職に際して、氏名、在留資格、在留期間等をハローワークに届け出ることを企業に義務付けるとともに、これを怠った場合、30万円以下の罰金や指導・勧告の対象になるからです。特に、大手企業では法令遵守の観点からも信用イメージ失墜に繋がりがねません。

記事は、国として外国人流入にコントロールを効かせる施策を打ち出し、高度技能の実習や権利保護など、外国人受け入れ整備が進められることを示唆しています。

経営の視点、 「気がつけばEU基準」

「日本は残り物の市場。食のゴミ箱と呼ぶ人もいる」記事は、東南アジア諸国連合(ASEAN)の一角での、食品加工会社の経営者の発言を伝えています。

国産なら安心、中国産なら手を引くといった国内消費者の行動に警笛を鳴らす内容です。「日本人自身は誤解しているようだが、日本の安全基準は国際的にみて極めて甘い」という実態が背景にあるからです。記事で紹介された先の会社は、厳格に検査した品を欧州連合(EU)と米国市場に回し、それ以外を日本に売るという事実を紹介しています。

食の安全では、度重なる偽装表示問題がここ数年引きもきらず、メディアを通じて事件が流されてきました。ここ最近でも、300年の歴史を持つ老舗菓子店の製造日付替え事件が発覚しました。

記事は、食品安全だけでなく、環境基準、工業規格、会計基準などもEU基準に向かっていることに触れ、基準制度にどう対応していくか、日本の課題を紹介しています。

本コーナーは、(株)日本アルマック主催セミナー「全国リスクマネジメント研究会」の内容を編集したものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

編集後記

この夏、家族で欧州に参りました。地下鉄や鉄道等、公共の交通機関を乗り継いで、憧れの欧州をみて廻りましたが、駅の構内は、意外に汚れたイメージ...。埃っぽかったという印象です。帰国して、日本の空港・駅の構内が、清潔感あふれ安心したものです。通勤の折、毎日のように床をモップ掛けして下さる方々の存在を知っていましたから、いつか直接お礼を云いたい!とと思っていた所、たまたま地下鉄駅構内でモップ掛けしている方を発見。思わず「いつもお掃除して頂いてありがとうございます!」と声をかけました。驚いた女性に、事の経緯を説明すると、「海外に行くとは勉強になりますね。そうですか、ありがとうございます」と制服の帽子をとり、こちらがお礼を云われてしまいました。...暗いニュースが続いていますが、ちょっと心が温まりました。清潔にすれば、悪い心も起きにくいのですよね。(櫻井)

RM INFORMATION VOL.59 11 2007.
2007年11月発行 定価420円(税込)

株式会社アルマック神戸

代表取締役 粉河 芳明

〒651-0084 兵庫県神戸市中央区磯辺通4-2-8 田嶋ビル7階D

TEL:078-262-5518 FAX:078-262-5519

http://www.almackobe.com e-mail:kokawa-cpa@peace.ocn.ne.jp

ご意見・ご要望は上記までお寄せください。